

第 6 8 号議案

足立区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例（昭和 3 3 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5（第 1 5 条関係）

	有料施設	使用区分	駐車区分	使用料
1	駐車場( 2 以 外のもの )	3 0 分 に つき	普通車用	1 0 0 円
			大型車用	2 0 0 円
2	駐車場( 江北 公園に存す る駐車場で 規則で定め るもの )	3 0 分 に つき	普通車用	1 0 0 円 ただし、出場 1 回につき徴 収できる額は、9 0 0 円を限 度とする。
			大型車用	2 0 0 円 ただし、出場 1 回につき徴 収できる額は、1 , 8 0 0 円 を限度とする。

備考

- 1 使用時間が 3 0 分未満のとき又は使用時間に 3 0 分未満の端数があるときは、3 0 分として計算する。
- 2 駐車場を使用できる時間を経過しても自動車を出場させない使用者については、この表の使用料の欄のただし書の規定は、適用

しない。

3 駐車場を使用する自動車の台数を制限することができる。

付 則

1 この条例は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の足立区立公園条例の規定は、施行日以後に駐車場に入場する自動車に係る使用料について適用する。

（提案理由）

区立公園の駐車場の使用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。